

東小金井駅北口地区地区計画に係る 暫定容積率等に関する証明願

令和 年 月 日

小金井市長

下記について証明願います。

申	住 所	
請	氏 名	
人	電 話	

土地の所在	東京都 小金井市	町	丁目	番
証明種別	1 地区整備計画に係る容積率の最高限度等 ①建ぺい率および暫定容積率 ②地区整備計画における地区の区分 ③地区計画（東小金井駅北口地区地区計画）			

- (注) 1 添付図面は、測量士及び建築士等の氏名のある実測図(縮尺1/100、1/200、1/250、1/300、1/500)案内図及び公図写しを各1部1組とすること。
2 申請は、全ての図書を1部余分に提出してください。(市控え分)

上記の件について、下記のとおり証明する。

小都都証第 号
令和 年 月 日

小金井市長 白 井 亨

証 明 種 別	証 明 事 項	都 市 計 画 の 告 示	
地 区 計 画	名 称	東小金井駅北口地区地区計画	
	別紙図面のとおり	平成20年12月19日	小 金 井 市 告 示 第 2 5 9 号
内 容	東小金井駅北口地区地区計画では、建築物の容積率の最高限度について、当該地区整備計画の区域の特性に応じた容積率の最高限度(目標)と公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度(暫定)を設定しており、建築基準法第68条の4の規定により、当該地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁(東京都知事)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物については、暫定容積率によらず、目標容積率を適用することとなっています。本証明は、上記の認定を受けられない場合の容積率の最高限度(暫定容積率)等を証明するものです。		

※都市計画の変更が行われた場合は、本証明は無効となります。
実測図の訂正は認められません。